

社会福祉法人設立認可後の手続

手続事項	手続の相手方	手続の期限	説明	提出書類	関係法令等	備考
1 社会福祉法人設立登記	法人の事務所所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所	設立認可書受理後 2週間以内	(1) 社会福祉法人は登記により成立する。 (2) 定款の附則で定める役員が、法人の設立当初の役員となる。 (3) 代表権を有する理事(理事長)のみが登記される。		・社会福祉法第28条、第34条 ・組合等登記令第2条	
2 役員の選任等	(法人の内部手続)	法人設立後遅滞なく	(1) 定款の附則に定めるところにより、定款の定めに従って、理事会(及び評議員会)を開催し、役員(理事及び監事)並びに代表権を有する理事(理事長)を選任すること。 (2) 役員の任期は、定款附則において特別の規程がない限り、この選任の時から2年間となること。 (3) 各理事及び監事は就任承諾書及び履歴書を提出し、その後、理事長から各理事に委嘱状を交付すること。		・定款	・理事会において、手続事項以下を行うのに必要な議決を併せて行えば、この後の手続がスムーズに行える。
3 代表権を有する理事(理事長)の登記	法人の事務所所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所	選任後2週間以内	代表権を有する理事(理事長)は、改めて登記しなければならない。 ・再任の場合は、重任登記 ・新任の場合は、就任登記		・組合等登記令第3条	
4 役員選任報告書の提出	室蘭市長あて	役員選任後遅滞なく	2において選任された役員について報告すること。	別紙1参照	・定款	・4及び5の提出については、できるだけ同時に提出すること。
5 財産の移転及び財産移転報告書の提出	室蘭市長あて	財産の移転については、法人設立後遅滞なく 財産移転報告は、財産の移転終了後1箇月以内	設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産は、法人認可後法人の所有となるものであるから、速やかに現金、不動産等の贈与を受けるなど財産の移転を行うこと。(認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受けている場合は、これを法人の財産に移転することとなり、領収書は法人から各寄託者に発行することとなる。)	別紙2参照	・社会福祉法施行規則第2条第4項	・4の報告書に添付する法人登記事項証明書は、重任(就任)登記後のもの。
6 定款変更届	室蘭市長あて	建物の登記後遅滞なく(1箇月以内)	建物(施設)を基本財産に編入するため、基本財産の増加に係る定款変更届を行うこと。	別紙3参照	・社会福祉法第43条第3項	

注) 施設経営を行わない法人の場合は、5及び6は不要。(ただし、設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産と実際に贈与を受けた財産が相違する場合は、その内容と理由を明確にした5を提出すること。)